平成２５年（フ）第８１号
奈良県北葛城郡王寺町本町４丁目39番　王寺町営桃山住宅Ａ１棟201号室真田方、住民票上の住所奈良県北葛城郡王寺町元町２丁目19番30号
債務者　山中　　学
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１５号
島根県出雲市平田町918番地２
債務者　槇野　桂子
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第１６号
島根県出雲市今市町北本町４丁目５番地５　コーポ悠106
債務者　米山　信吉
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第３号
埼玉県越谷市東大沢２丁目17番地８　グランドマンション鷺高１―303
債務者　畑中由紀子
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２９４号
千葉県市原市菊間2082番地　県営住宅10棟201号
債務者　根本　富枝
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７０号
岡山県倉敷市上富井236番地１　105
債務者　山磨　史門
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第４０４号
札幌市東区北８条東12丁目５番13号　クルーズハウスキャプテン105号
債務者　藤岡　　晶
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４４１号
北海道石狩市花川南８条３丁目112番地
債務者　小西　順子
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４４２号
札幌市西区山の手２条11丁目１番２号　コーポダイ101号
債務者　堀川　奈々
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５００号
札幌市厚別区青葉町５丁目２番61号　パークサイド青葉Ｂ―103
債務者　工藤　則夫
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５０１号
札幌市厚別区青葉町５丁目２番61号　パークサイド青葉Ｂ―103
債務者　工藤　妃菜（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５０８号
北海道恵庭市黄金北２丁目３番地７　アウルヴィラ103号
債務者　甲斐　　認
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９６号
茨城県小美玉市倉数716番地１
債務者　堤　今朝子
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１０２号
茨城県鉾田市安房1374番地18
債務者　青山美穂子
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１１０号
茨城県ひたちなか市赤坂12372番地２
債務者　秋山　直美
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１１３号
茨城県水戸市堀町2277番地の68　パステルＭ２・303号、前住所茨城県水戸市堀町1018番地の１　サンクレイドル水戸堀町ウィンフォート206号
債務者　大瀬　　建
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
水戸地方裁判所